

# 石垣市自治基本条例（2010年4月1日施行、2016年3月7日改正）

## 及び同条例に関する市の逐条解説（住民投票に関わる条項）

### 【自治基本条例】第27条（改正前第26条）（住民投票）

第27条 市長は、市政に係る重要事項について市民の意思を確認するため、その案件ごとに定められる条例により住民投票を実施することができる。

2 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

#### 【解説】

市の将来を大きく左右するような重要な事項について、直接市民の意思を把握するために行う住民投票について定めたものです。

住民投票は、対象となる事項について住民との十分な情報の共有がなされているか、また、実施に要する経費の問題など、様々な観点から検討を加える必要があることから、個別の条例の制定により実施するとしています。実際に住民投票を実施する場合は、その事案ごとに「〇〇の住民投票に関する条例」を制定し、投票の実施にかかる必要事項（住民投票に参加できる者の資格、投票方法や成立要件など）を定めることとしています。

住民投票の結果は、法的拘束力はないとされていますが、市民、議会、市長は住民投票の結果を尊重することを掲げています。

### 【自治基本条例】第28条（改正前第27条）（住民投票の請求及び発議）

第28条 市民のうち本市において選挙権を有する者は、市政に係る重要事項について、その総数の4分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。

2 議員は、法令の定めるところにより、議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができる。

3 市長は、必要に応じ、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができる。

4 市長は、第1項の規定による請求があったときは、所定の手続きを経て、住民投票を実施しなければならない。

#### 【解説】

住民投票に関する住民からの請求手続き、議員及び市長の発議について定めたものです。

第1項は、本市に選挙権のある者（有権者）が、地方自治法第74条（住民の条例制定改廃請求権）に基づくものの1つとして、「〇〇の住民投票条例」の制定について請求できることを定めています。

市民はその代表者が市から認定を受け、1か月以内に市内の有権者の4分の1の連署を集め、市長に提出します。

請求を受けた市長は、先ず選挙管理委員会により連署内容の有効無効の審査を経て、有効の場合、議会に付議するとともに、付議するにあたって意見を付することができます。

第2項は、地方自治法第112条に基づく、市議会議員の議案提出権について述べたもので、市議会議員自らによる、住民投票条例の市議会への提出を定めています。

第3項は、市長自らが、市民生活に関わる極めて重要な事案について、必要であると判断した場合の、住民投票条例の議会への提出を定めています。

第4項は、第1項の規定による市民からの請求を拒むことができず、その請求があった場合は、所定の手続きを経て、住民投票を実施しなければならないことを定めています。